

## 特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第6項の規定に基づき、一関市特定事業主行動計画の取組の実施状況について、次のとおり公表します。

平成30年6月1日 一 関 市

【数値目標】配偶者が出産した男性職員が育児休業を取得する割合を、平成32年度までに5%となるよう取り組みます。

目標		最新値		目標設定時	
数値	時期	数値	時期	数値	時期
5%	平成32年度	0%	平成29年度	0%	平成26年度

【数値目標】計画期間中の毎年度における年次有給休暇の平均取得日数が、11日以上となるよう取り組みます。

目標		最新値		目標設定時	
数値	時期	数値	時期	数値	時期
11日以上	計画期間中各年度	9.8日	平成29年	9.6日	平成26年

【数値目標】管理職総数に対する女性管理職の割合を、平成32年度までに25%となるよう取り組みます。

目標		最新値		目標設定時	
数値	時期	数値	時期	数値	時期
25.0%	平成32年度	25.7%	平成30年4月1日	18.5%	平成27年4月1日